

大熊町 ゼロカーボンビジョン推進支援業務委託
仕様書

1 業務の目的

大熊町では、令和2年2月に「大熊町2050ゼロカーボン宣言」（以下、「ゼロカーボン宣言」という。）を行い、原発事故を経験したからこそ、化石エネルギーに頼らず、地域の再生可能エネルギーを活用した持続可能なまちづくりに取り組むこととしている。また、令和3年2月には、「大熊町ゼロカーボンビジョン」（以下、「ビジョン」という。）を策定し、ゼロカーボンによる復興の推進に向けた基本戦略や具体的な施策について取りまとめた。

今回、ビジョンを具体化し、理念の浸透や施策の推進等を図るため、「大熊町ゼロカーボンビジョン推進支援業務委託」（以下、「本業務」という。）を業務を実施する。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 大熊町 ゼロカーボンビジョン推進支援業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和4年3月31日まで

3 委託業務内容

- (1) ゼロカーボンビジョン推進体制の構築
 - ・基本理念条例制定に向けた条例案の検討、先進事例の調査
 - ・官民一体の協議会の設置検討
 - ・町内の二酸化炭素排出量の調査集計
 - ・その他ビジョンの推進に関すること（産業集積や環境教育等）

- (2) ゼロカーボンビジョンの普及啓発
 - ・ゼロカーボンビジョンの広報資料の作成、印刷
 - ・町HPのコンテンツ作成

- (3) おおくまゼロカーボン住宅・建築物の推進支援
 - ・おおくまゼロカーボン住宅、建築物の要件定義
 - ・モデル住宅の設計検討支援（1戸建て子育て向けの町営住宅を6棟建設予定）
 - ・住宅関連の補助事業や業務施設建築に当たってのガイドライン策定

- (4) 再生可能エネルギー導入具体化支援
 - ・温対法改正で位置付けられる「地域脱炭素事業」に関する検討
 - ・大熊町における「地域裨益型再エネ」の要件定義（調達、資本、電気の売り先など）
 - ・再エネ導入具体化に向けたゾーニング、案件形成、地元調整支援など
 - ・洋上風力事業に向けた要件抽出等の基礎検討
 - ・地域新電力に関する事例収集等

4 提出書類

受託者は、次の書類を町が指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届（別記第1号様式） 1部
- (2) 委託業務完了届（別記第2号様式） 1部
- (3) 業務完了報告書（中間・最終共に自由様式） 1部

5 契約に関する条件等

(1) 機密保持

受託者は、本契約中に知り得た情報を他に漏洩してはならない。

(2) 再委託について

ア 受託者は、本契約の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

ただし、予め書面により町の承諾を得た場合にはこの限りではない。

イ 承諾された場合であっても、受託者が負担する義務と同等の義務を当該委託先に負わせるものとする。

6 その他

(1) 本仕様に定めのない事項等

受託者は本業務委託の実施にあたり、不明な点や変更点、本仕様等に定めのない事項が発生したときは、町と協議の上、決定するものとする。

(2) 留意事項

ア 本業務委託に係る書類については、他の業務と混同しないよう区分し保管すること。

イ 関係書類等については本業務委託終了年度から5年間保管すること。

ウ 受託者は、本業務委託に係る会計実地検査が実施される場合には、町に協力しなければならない。

エ 本業務委託に関連し、受託者の故意又は過失等受託者の責により町に損害が生じた場合には、受託者は町に対してその損害を賠償しなければならない。

オ 本業務委託により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム、データベースに関わる著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は発注者に帰属する。

別記第1号様式（仕様書4（1）関係）

委託業務着手届

令和 年 月 日

大 熊 町 長 様

受託者 住所
名称
代表者 印

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

記

1 業 務 名

2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間 着 手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

別記第2号様式（仕様書4（2）関係）

委託業務完了届

令和 年 月 日

大 熊 町 長 様

受託者 住所
名称
代表者 印

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、
届け出ます。

記

1 業 務 名

2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日